平成２６年（フ）第２８０号
大阪府泉大津市二田町１丁目19番18号紙屋ハウスⅠ―205号、前住所大阪府富田林市藤沢台６丁目12番18号
債務者　米田　佳広
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
大阪府泉大津市二田町１丁目19番18号紙屋ハウスⅠ―205号、前住所大阪府富田林市藤沢台６丁目12番18号
債務者　米田ひろみ（旧姓込山）
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
大阪府貝塚市橋本35番地１ドミールタチバナ橋本202号
債務者　奥田　宏之
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第８７１号
札幌市白石区菊水３条４丁目１番22―406号
債務者　稲田　伸次
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７２号
札幌市白石区菊水３条４丁目１番22―406号
債務者　稲田世津子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０１４号
札幌市手稲区西宮の沢３条３丁目６番10―103号
債務者　大森　博雅
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０号
北海道士別市東３条北４丁目17番地
債務者　星　　裕
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第１５号
北海道稚内市大黒３丁目５番16号　親和荘６号室
債務者　倉本　　亮
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第１１７号
群馬県多野郡神流町大字船子甲1693番地
債務者　田村　詩章
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１７０号
神奈川県座間市東原１丁目９番93号　アムールさがみ野101号
債務者　松波　大史
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１７２号
相模原市南区下溝2072番地２　泉ハイツⅡ101
債務者　吉野　恒男
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１７３号
相模原市南区下溝2072番地２　泉ハイツⅡ101
債務者　吉野　良子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３６号
新潟県燕市燕1164番地、前住所新潟県燕市吉田旭町２丁目２番３号
債務者　柄沢清一郎
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第９４号
静岡県富士市広見西本町３番２―201号　雇用促進住宅
債務者　遠藤　房典
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２１号
京都府舞鶴市字下福井708番地９
債務者　河田　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第３４２号
大阪府松原市小川５丁目６番９―303号、前住所大阪府富田林市甲田１丁目４番27号Ａ―205
債務者　酒井　　渡
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４０１号
大阪府南河内郡太子町大字太子559番地の12
債務者　泉　　弘幸
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係